

BBM-NET 光 利用規定

BBM-NET 光 利用規定

第一条 (総則)

BBM-NET (以下「当社」という)は、「BBM-NET 光に関する覚書」(以下「覚書」という)若しくは「インターネットシステム導入に関する承諾書」(以下「承諾書」という)に基づき、本「BBM-NET 光利用規定」(以下「本規定」という)を定め、添付表①に定めるインターネット接続及び電子メール・ホームページ等の利用を目的としたサービス(以下「本サービス」という)を提供します。

第二条 (定義と資格)

- 本規定での利用代表者とは、覚書若しくは承諾書に明記された物件(以下「本物件」という)の各住戸の区分所有者若しくは区分所有者が指定する占有者をいいます。
- 2 本規定での利用者とは、本物件に居住の区分所有者、同居親族及び占有者で、利用代表者が認める者をいい、利用代表者を含みます。
 - 3 本サービスは前項の利用者に限り利用できるものとします。

第三条 (利用の申込み)

- 本サービスを利用するには、利用代表者が、添付書式「インターネット利用申込書」に所定の内容を記入して、添付表③に定める総合窓口へ提出するか、オンラインにてお申込みするものとします。
- 2 本サービスの最低利用期間は3ヶ月です。最低利用期間内の解約はできず、ご利用の有無に関わらず月額利用料をお支払いいただきます。
 - 3 本サービスの利用及び利用代表者に所属する利用者の設定を行なうことで本サービスの利用が可能となります。
 - 4 第1項の当社確認において、提出された利用申込書の内容が事実と異なるなど不備がある場合、又は、選択された支払方法が利用できない場合等、当社は当該利用申込書による登録を行なわないことがあります。

第四条 (利用の中止)

- 利用代表者は、本サービスの利用を中止するときは、利用を停止する月の前月末までに、添付書式「インターネット利用解約届」を添付表③に定める総合窓口へ提出するか、オンラインにて解約のお申込みをするものとします。
- 2 利用代表者が、前項の申請書を提出しないでその資格を喪失した場合、当該住戸の区分代表者による申請をもって、その代わりとすることができるとします。
 - 3 利用者が、第二条の資格を喪失した場合、当該利用者のパスワード等を無効にする処理は、当該利用者を管理する利用代表者がこれを行なうものとします。
 - 4 工事代金分割支払い中の解約は、解約月の利用料金と共に、工事代金残額を一括支払いにて清算するものとします。

第五条 (メールアドレス・ID・パスワードの取扱い)

- 利用者が管理するメールアドレス・ID・パスワードで行われた行為は、利用者による行為であるか否かに関わらず、利用者によって行われたものと判断します。利用者は、自己の責任においてメールアドレス・ID・パスワードを管理してください。
- 2 メールアドレス・ID・パスワードを譲渡、貸与、売買、質入れ及びこれに類する行為はできません。
 - 3 メールアドレス・ID・パスワードを喪失した場合は、添付表③の総合窓口へ連絡し再発行を受けてください。
 - 4 万一メールアドレス・ID・パスワードが他に漏洩したと思われる場合は、速やかに添付表③の総合窓口へ連絡し、その変更再発行を受けてください。
 - 5 第3項及び第4項のメールアドレス・ID・パスワードの再発行又は変更再発行をする場合、メールアドレス・ID・パスワードの通知は郵送にて行ないます。

第六条 (本サービス利用の方法)

添付表①に定めるサービスの利用は、下記の各号と、各サービスごとに別途定める利用方法に従ってご利用ください。

- 1) 電子メールの利用：利用者の電子メールアドレスの登録・削除は利用代表者が当社の定める手続に従って行ってください。
- 2) ホームページの利用：ホームページの掲載はメールアドレス・ID・パスワードで行ってください。掲載されたホームページが社会通念上不適切と判断される場合は、当社によりこれを削除する事があります。
- 3) 同時接続可能端末数：各住戸内で同時に接続・利用可能なパソコン等ネットワーク端末の台数はあらかじめ設置された接続端子の数を上限とします。

第七条 (利用料金)

本サービスの月額利用料は、添付表④に定めます。

- 2 インターネット上の有料サービスを利用する場合の料金は前項月額利用料に含まれません。各利用者が別途負担してください。
- 3 月額利用料及び前項の追加サービスの利用料は、毎月1日から末日までを1カ月分とします。ただし、本サービス及び追加サービスの開始が月の途中となった場合、翌月1日からの課金開始とします。又、月途中の解約の場合は、その月末までの料金を請求するものとします。
- 4 月額利用料の支払方法は、当社が用意し、利用代表者が選択した支払方法で定める条件に基づき当社は請求を行い、利用代表者はこれを支払うものとします。
- 5 BBM-NET マンションシエードタイプ全戸加入の建物において、他社有線インターネットサービスを利用時のマンションシエードタイプの利用料のキャッシュバックの制度は、当社提供サービスである BBM-NET 光を利用の場合は適用されないものとします。

第八条 (設備の保守・管理範囲)

当社が設置した宅内 HUB 又は VoIP モデムは、保守対象設備として当社が覚書若しくは承諾書に基づきこれを保守します。但し、日常の管理は、当該住戸の区分所有者若しくは区分所有者が指定する占有者がこれを行ってください。

- 2 各住戸内の接続端末など保守対象に含まれない設備の保守を行なう時は、別途費用が必要となります。
- 3 宅内 HUB 又は VoIP モデムの耐用年数は本サービスの利用の有無に関わらず設置後 10 年とし、以後、保守に際して必要となる修理部品又は代替設備は有料となります。
- 4 障害が発生した際は、障害の原因が自己の端末などに起因しないことを確認の上、管理者を通じて、添付表③の総合窓口へ連絡してください。
- 5 保守作業にあたって、住戸内に入室の必要があるときは、当該住戸の区分所有者又は占有者若しくはその代理人の立会い可能な日時を定めて、これを行ないます。
- 6 保守作業にあたって、共有部に入室の必要があるときは、覚書若しくは承諾書に基づきこれを保守します。
- 7 利用者が本サービス利用にあたって接続するコンピューター等の端末は、利用者の責任に於いて準備し管理してください。

第九条（利用の停止）

下記のいずれかに該当する場合、本サービスの利用を停止することがあります。その際あらかじめその旨を利用者に通知しますが、緊急時などやむをえない場合はこの限りではありません。

- 1) 利用者が第十条に該当する行為を行なった場合
- 2) マンション・アパート又は当社の電気通信設備の保守管理上やむをえない場合。
- 3) 利用する通信回線事業者及びインターネット接続事業者がサービスの提供を中止した場合。
- 4) 第七条第4項で定めた利用料金の支払いが遅延又は滞納した場合。
- 5) 覚書若しくは承諾書が解約された場合。
- 6) IP 電話において、サービスを提供することが技術上著しく困難な場合。
- 7) IP 電話において、音声通信サービスに係る総合品質を維持することが困難であると当社が判断した場合。
- 8) IP 電話において、サービスを供給する他社の業務遂行上、著しい支障がある場合。

第十条（禁止事項）

本サービスを利用して下記の行為を行なうことを禁止します。

- 1) 当社又は第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
 - 2) 当社又は第三者の財産、プライバシー若しくは肖像権を侵害し、又は侵害するおそれのある行為
 - 3) 当社又は第三者を差別若しくは誹謗中傷し、当社又は第三者の名誉若しくは信用を毀損する行為
 - 4) 詐欺等の犯罪に結びつく、又は結びつくおそれのある行為
 - 5) わいせつ、児童ポルノ又は児童虐待に相当する画像、文書等を送信又は表示する行為
 - 6) 無限連鎖講（ねずみ講）を開設し、又はこれを勧誘する行為
 - 7) インターネットサービスによりアクセス可能な、当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為
 - 8) 当社又は第三者になりすましてインターネットサービスを利用する行為
 - 9) コンピュータウィルス等の有害なプログラム等を送信し、当社又は第三者が受信可能な状態におく行為若しくはそれらを支援、宣伝又は推奨する行為
 - 10) 選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為
 - 11) 第三者に対し、無断で広告、宣伝、勧誘等を行なう行為、又は嫌悪感を抱かせ、若しくは抱かせるおそれのある行為
 - 12) 当社又は第三者が電子メールを受信することを妨げる行為
 - 13) 連鎖的なメール転送を依頼する行為及び当該依頼に応じて転送する行為
 - 14) 利用者等の保有する設備を除くネットワーク構成機器等に無権限でアクセスし、若しくはその管理又は利用に支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為
 - 15) 詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
 - 16) 本サービスの運営を妨害する行為若しくは当社の信用を毀損し、又は当社の財産を侵害する行為
 - 17) 本規定に違反する行為、当社又は第三者に不利益をもたらす行為
- 2) 当社は、本サービスにおいて提供するサーバー上に利用者が掲載したホームページや蓄積された電子メールなどの電子データが、前項の各号に該当するか、当マンションに相応しくない内容と判断した場合、利用代表者に通知の上当該データを削除することができるものとします。但し緊急を要する際は通知をせずに削除することができるものとします。
- 3) 当社は、前項の電子データの削除について、その義務を負うものではなく、当該電子データを削除しなかったことによって生じた損害等について如何なる責任も負わないものとします。

第十一条（利用の制限）

本サービスを提供する電気通信設備及び通信回線に、過大な負荷がかかる利用が行なわれた場合、その利用を制限することがあります。

第十二条（免責事項）

本サービスの利用により蓄積されたデータの管理責任は各利用者にあります。当社はデータの消失により利用者が被った損害、ならびに本サービスの利用が出来なかったことにより利用者が被った損害につき、本規定及び覚書若しくは承諾書で明示的に定める以外の一切の責任を負わないものとします。

- 2) 本サービスを利用して得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性などにつき、当社はいかなる保証も行ないません。
- 3) 本サービスの保障対象となる通信環境については、有線接続時における接続を保障するものであり、無線機器接続時における接続の不可、通信の状況の劣化に対しては保障対象外となります。

第十三条（守秘義務）

当社は、本サービス提供に際して所得した利用者のプライバシーに関わる情報を次の各号の場合を除き第三者に開示又は漏洩いたしません。

- 1) 裁判所の令状に基づく情報の開示請求があった場合
- 2) 特定の個人及び物件を特定し得ない形で利用する場合
- 3) 利用者の承諾を得て利用する場合

第十四条（第三者への譲渡及び貸与）

利用代表者は、専有部分を他の区分所有者又は第三者に譲渡又は貸与する場合は、本規定及び覚書若しくは承諾書の存在を明らかにするものとします。

- 2) 前項の場合、利用代表者は、第四条第2項の手続きを行なうと同時に、当社に通知するものとします。
- 3) 譲渡又は貸与された者が、本サービスを利用する場合は、第三条の手続きを行なってください。

第十五条（利用規定の改定）

当社は、本規定で定めるサービスの円滑な運用を目的に、本規定を改定することができるものとします。

第十六条（利用細則等）

当社が、提供する各サービス都度定める利用方法、利用上の注意事項は、本規定の一部を構成するものとします。